

生徒による铸造、測量等の出前授業やロボット教室を実施している。特に毎年40個制作する木製プログラミングは、地域から実習費用を得て、実習を行い、成果を地域に還元する、地域と一体となった循環型ものづくりとなっている。

<取組の成果>

平成23年度の技能検定合格者が過去最高となり、また、専門技術を身に付けて地元で就職する生徒が9割を超え、地域の産業を担う人材の供給源となっている。特筆すべきは、地域と積極的に関わること、生徒が地域社会の一員としての自覚を高めているという点である。

<取組のポイント>

学校独自の取り組みではあるが、市の地域観光課、企業振興課への働きかけや、産業会の下部組織である次世代グループへの教職員の参加を通して、地域との関係を構築している。

また、生徒が継続して楽しく実践できる環境を整えるため、事業を教職員複数名で担当し、事業目的や将来像等を理解した上で取り組んでいる。

② 高知県

～自律創造型地域課題解決学習による地域の活性化(高知県立大方高等学校)～

<自律創造型地域課題解決学習の導入>

大方高等学校の昼間部では、平成17年の開校時から、3年間の高校生活をとおして「起業家教育」に取り組んでいる。これは、開校時のスローガンであった「生徒には夢を保護者には希望を 地域には信頼を」を体現する教育活動として位置づけられており、「総合的な学習の時間」を活用し、高知大学総合教育センターとの共同で開発された「自律創造型地域課題解決学習」として実践されている。

このプログラムの中心は、黒潮町の地域企業やNPO、町役場などから提示される「ミッション」に対し、生徒が班単位でその課題に取り組み、現地調査などを通して自分たちなりの解決策をまとめ、最終的には課題を解決するアイデアを発表する活動である。生徒はこのプロセスを通して、地域の現状やまちの抱える課題を理解するとともに、地域住民を知り、関わり、時にはともに活動する。

<取組成果>

自律創造型地域課題解決学習の最大のヒット作は、「カツオたたきパーカー」である。この商品は、平成21年度の「播多地域の郷土料理を考える」というミッションに対して、高校生と黒潮町雇用促進協議会、「道の駅ヒオスおおがた」の食堂「ひなたや」が協力して開発したものである。

「カツオたたきパーカー」は、人気を博し、平成22年度には第25回高知県産大賞「次世代賞」を受賞するほか、マスコミにも多数取り上げられた。翌年度のミッションでは「カツオたたきパーカーを銀座で売ろう!」というミッションを掲げ、黒潮町役場が生徒を「黒潮町ふるさとキャラバン隊」に任命し、交通費を負担したことで、銀座にある高知果のアンドーナショップ「まるごと高知」において販売活動に取り組んだ。平成24年10月には、ミッションではないものの、前年度に「カツオたたきパーカー」をミッションとして選択した生徒が中心となって、課外活動として、カツオ産地として繋がりのある気仙沼市で開催される「Tシャツアート展の会場で、カツオたたきパーカーを無料配布した。

地域と生徒の連携によって実際に形になった上記の例の他、形にならなくてもアイデアが生かされるものなど様々であるが、自律創造型地域課題解決学習に取り組むことで、生徒が地域を学び、地域への愛着を深める効果が見られる。

<取組のポイント>

(あ) 県立高校と地域が垣根を越え、学校が地域の拠点へ
「自律創造型地域課題解決学習」を通して、事業者、NPO、町役場におけるキーパーソンが高校を核にしてつなげた結果、学校が地域活性化の拠点として機能している。

(い) 地域住民に支援と貢献の意識が醸成される
若い感性で大胆な発想をする高校生と、それを支え活かそうとする地域住民が、黒潮町という共通の地盤で相互に作用しあうことにより、成果を上げている。学校と地域住民との間に顔が見える関係性が構築された結果、高校生の活動に対して地域住民からの支援や貢献の輪が広がっている。

(う) 地域資源を見出し、磨き上げ、まちが活性化していく
カツオたたきパーカーをはじめとする地域資源の活用策を、高校生たちが企画・実践する過程を通じ、目に見える商品化のみにとどまらず、高校生と地域住民や町役場等の関係機関との間に交流が生じ、さらに地域を盛り上げる活動の実施へと結びついている。

(エ) 実際の地域課題に対し、生徒が成長

地域から示された課題の解決策を生徒が地域とともに考え、実践することで、生徒は地域について学び、課題解決力を高めている。学校を休みがらだった生徒が、この授業には熱心に取り組み、地域住民との交流に感化される例も見られるなど、生徒にとって「やり甲斐」を生み、将来を考えるきっかけにもつなげられている。

③ 青森県

～赤い果実リンゴを核とした、地域人材の育成、地域経済の活性化（弘前大学）～

<地域の活性化に向けた取組>

弘前大学では、「生食できる赤い果実リンゴ」の活用研究を核に、学内の教育・研究機能と自治体・地元生産者などで協議会を設立した。5年間、弘前市や青森県産業技術センター、地元民間企業と協力し、長期間の貯蔵を可能にする方法や果実を切らずに食べ頃を判定する方法等を研究していく。将来、新たな産業を切り拓くとともに、学生を事業に参加させ、実践力を養成して、地域で活躍できる人材を育成することが目標である。

<主な研究開発と各種プログラムの開発>

- (ア) 赤肉リンゴの着色要因の解明と病害の防除技術の開発
- (イ) 最新の鮮度保持剤を用いた長期貯蔵技術の開発
- (ウ) 赤肉果実の食品成分分析と機能性成分の探索・利用
- (エ) 赤肉リンゴの高付加価値化
- (オ) 学生の実践力養成プログラムの開発
- (カ) 食育と健康増進プログラムの開発
- (キ) 赤肉リンゴの製造副産物の飼料化利用

図表 1-3 (4) ③ 地方創生に取り組む大学例



(出典：毎日新聞 2015年1月4日記事から抜粋)

なお、文部科学省では、地域社会と連携した課題の解決や人材育成を行う大学を支援しており、地方創生に向けた主な文部科学省予算は下記のとおりである。

- 知の拠点としての地方大学強化プラン
- (ア) 地 (知) の拠点大学による地方創生推進事業 (44 億円)
- (イ) 地域活性化の中核的拠点形成のための国立大学の機能強化 (国立大学法人運営費交付金等 (324 億円) の一部)
- (ウ) 人口減少の克服に向けた私立大学等の教育研究基盤強化 (258 億円)
- 地元学生定着促進プラン
- 学校を核とした地域力強化プラン (67 億円)
- 地域人材育成プラン
- 国立高等専門学校機構運営費交付金 (620 億円) の一部

<「3. 他の自治体の取り組み事例」における参考文献、資料、URL>

- 総務省『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成26年1月1日現在）』
- 総務省報道資料『統計ヒックスNo.74 女性・高齢者の就業状況―「勤労感謝の日」にちなんで―平成24年度就業構造基本調査の結果から』平成25年11月22日
- 国土交通省国土政策局地方振興課『新たな地域除排雪の取組事例』2014年
- 総務省「ICTを活用した高齢者安否確認見守りシステム整備事業・イメーシ詳細図』
- 一般財団法人地方自治研究機構『高齢者が活躍できる場を拡大するための自治体支援に関する調査研究 平成26年3月』
- 寺島実郎監修『全47都道府県幸福度ランキング2014年版』一般財団法人日本総合研究所編 東洋経済新報社
- 内閣府『人口減少下の地域・産業の現状等について 平成26年7月18日』
- 日経スタートアップマガジン『第6回コンパクトシティでまちも人も生き生き～富山市における公共交通を軸とした拠点集中型のまちづくり』、2014年 <http://bizgate.nikkei.co.jp/smartcity/challenge/001540.html>
- 熊本市都市建設局交通政策総室室長 古庄修治『公共交通を基軸とした熊本型コンパクトシティ』
- 増田寛也著『地方消滅―東京一極集中が招く人口急減』中公新書、2014年
- 総務省地域力創造グループ地域自立支援課『地域活性化の拠点として学校を活用した地域づくり事例調査 平成25年2月』
- 首相官邸（まち・ひと・しごと創生本部）HP『文部科学省における地方大学活性化への取組①』 <http://www.kantei.go.jp/singi/sousei/chihoenseisaku/ai2/66.pdf>
- 毎日新聞2015年1月4日記事『地方創生策：リンゴ、ブドウ…地方大学が地元とタッグ』 <http://mainichi.jp/graph/2015/01/04/20150104k0000e040154000e001.html>
- 文部科学省HP『地方創生に向けた主な文部科学省関係予算について』 http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afilefield/2015/01/14/1854480_3.pdf

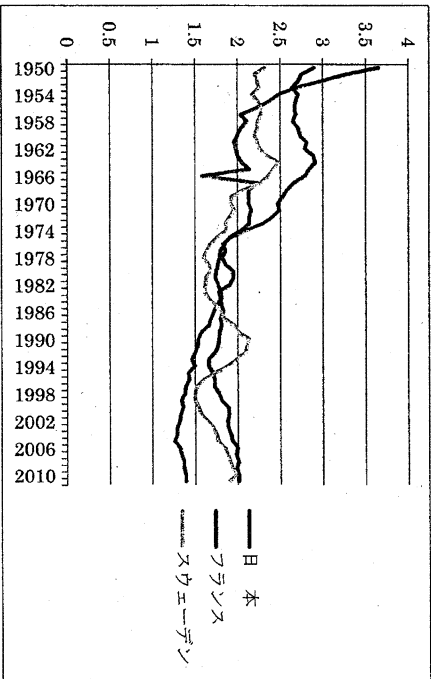
4. 諸外国における取り組み事例

ここでは、他国における少子化に対する取り組みについて、その成功事例と思われるフランス、スウェーデンの施策を紹介する。なお、国の政策ではあるが、今後の山梨県での取り組みに参考となる着眼点もあると考えられるため、代表的な2国の取り組み状況を紹介する。

(1) 日本、フランス、スウェーデンの出生率の状況

はじめに、日本、フランス、スウェーデンの出生率の状況を紹介する。3国の合計特殊出生率の推移は下記表のとおりである。

図表1-4 (1) 合計特殊出生率の推移



(資料：内閣府「平成25年版 少子化社会対策白書 第1節 近年の出生率の推移」)

日本では、合計特殊出生率は1950年以降急激に低下しており、その後、第2次ベビーブームの到来（1971～1974年）で一時的に2.1台に推移したが、1975年に2.0を下回ってからは再び低下傾向となった。1999年にはそれまで最低であった1966年（丙午）を下回る1.57を記録し、さらに2005年には過去最低である1.26まで落ち込み、依然として低調に推移している。

一方、フランスでは、終戦直後の一時的な出産ラッシュが収まった、1950年代後半から本格的なベビーブームが始まり、1964年の2.91まで続いた後、一転減少傾向となったが、1993年の1.66で底止まりとなり、それ以降回復傾向が続いている。

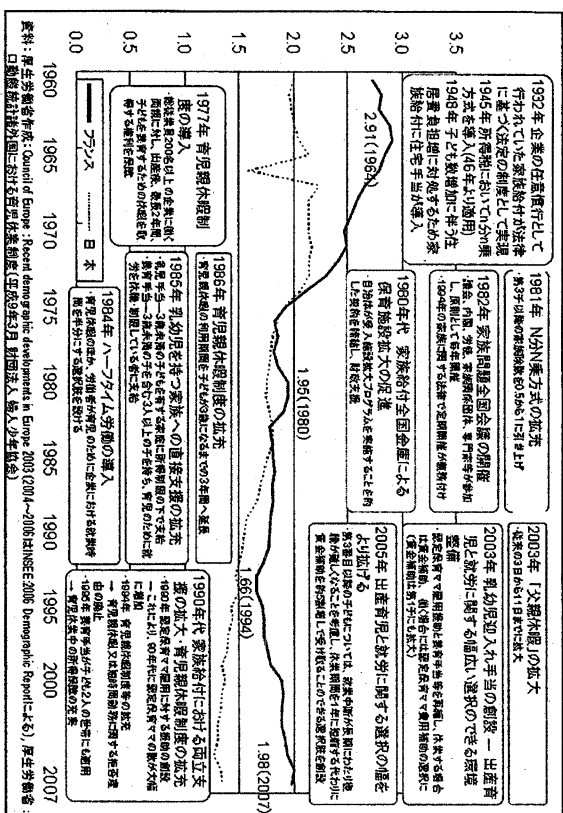
また、スウェーデンでも、他の先進国と同様、少子化を経験し、1980年に1.68まで低下したが、その後、急速に回復し、1990年には2.13にまで上昇した。1990年代半ばは1.50まで再び出生率が低下したものの、2000年以降回復傾向が続いている。

(2) フランス

① 家族政策の変遷

内閣府『平成25年版 少子化社会対策白書』によると、フランスでは、かつては家族手当等の経済的支援が中心であったが、1990年代以降、保育の充実・シフトし、その後さらに出産・子育てと就業に関して幅広い選択ができるような環境整備、すなわち「両立支援」を強める方向で政策が進められている。

図表 I-4 (2) ① フランスの出生率の推移と家族政策



(出典：内閣府 HP より抜粋)

② 具体的な施策の紹介

フランスでは、子どもの数が多いほど、メリットがある少子化対策として下記の経済的対策を行っている。

(内閣府経済社会総合研究所『フランスとドイツの家庭生活調査—フランスの出生率はなぜ高いのか—』より抜粋要約)

➤ 第2子以降には所得制限なしで20歳になる直前まで家族手当を給付

2人以上の子どもの場合、20歳になる直前まで所得制限なしで家族手当が毎月支給される。その支給額も子どもの数が増えるとともに増加し、子どもの数が多い家庭に手厚い給付を行っている。(金額は2004年現在。)(1ユーロ=135円で換算。)

子ども 2人 約15,000円

子ども 3人 約35,000円

子ども 4人 約54,000円

以降、子ども 1人につき、約19,000円を加算

子どもが成長するにつれ、上記の基礎額に加えて、下記の金額が加算される。

11歳から16歳 約4,300円

16歳以上19歳以下 約7,600円

➤ 第2子以降の育児休業手当は3歳まで受給可能

子育てのために職業活動を停止することによる所得の喪失を補償する。支給期間は、子どもが1人の場合、出産後6ヶ月間、2人以上の場合、未子が3歳未満である間である。

➤ 子どもをもつ家庭に有利なN分N乗方式の所得税制

所得税は、世帯単位で課税され、いわゆるN分N乗方式(世帯所得を家族人員で除した所得に対して課される一人当たり税額に家族人員を乗じて所得税を求めると)が採用され、子どもも2人目まではそれぞれ0.5人分、3人目からはそれぞれ1人分として家族人員に算入する。

このため、累進課税のもとでは、子どもの数が多いほど税制上有利になる。→日本の配偶者控除や扶養控除に比べると、子どもをもつ家庭にとってにははるかに有利となる。

また、フランスでは、集団的な保育所のみならず、保育ママによる家庭的保育など様々なタイプの保育サービスの提供がなされている。フランスの保育サービスの全体像は下記表のとおりである。

図表1-4 (2) ② フランスの主な保育サービスの体系

	0歳	2歳	3歳	就学前
施設		Les Halles Garderie (一時託児所)	Ecole maternelle (保育学校)	
		Crèche (保育所) 施設型、親管理型等	Jardin d'enfants (幼稚園)	
		Crèche familiale (家庭型保育所)		
在宅		Assistante maternelle (認定保育ママ、県教団に登録)		
		Nourrice (無認定保育ママ)		

【出典：『海外社会保障研究』「フランスの子育て支援—家族政策と選択の自由」より抜粋】

なお、保育ママやベビーシッターの利用に関しては、補助金も利用可能である。

〔内閣府経済社会総合研究所「フランスとドイツの家庭生活調査—フランスの出生率(なぜ高いのか)より抜粋要約)〕

- 保育方法自由選択補足手当 (保育ママ・ベビーシッター利用に関する補助)
 - 6歳未満の子どもの保育について、公認保育ママ (公認の保育者が自宅で数人の子どもを保育) の雇用又は自宅保育 (親が自宅で保育者を雇う保育) によって発生する負担 (報酬、社会保険の使用者負担) を一部補填する。支給額は、保育ママや自宅保育者を雇う個人の収入、子どもの数、子どもの年齢による。

また、フランスでは、出産・育児期において、保育所の活用その他、育児休暇等の取得により就業を継続している。国が定める、子どもの出産・育児に関する様々な休暇は下記のとおりである。

『海外社会保障研究』「フランスの子育て支援—家族政策と選択の自由」より抜粋要約)

➤ 出産休業

1人目と2人目の場合は総計16週、3人目以上になると26週と半厚い日数になる。

➤ 父親休暇

普通出産の場合、継続する11日間、多胎出産の場合、継続する18日間の父親休暇を取得できる。

➤ 育児親休暇

労働契約を停止し、終日休む育児休業タイムと、労働時間を少なくとも5分の1削減する短時間勤務タイムの2つが規定されている。

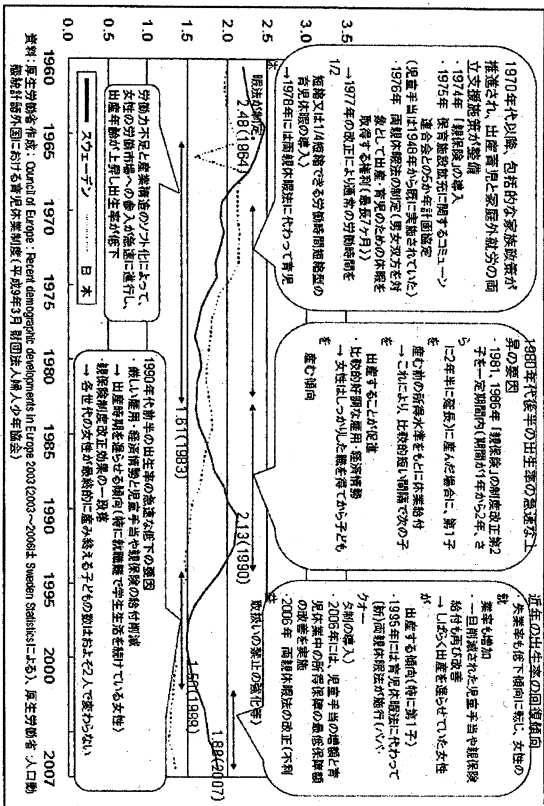
その他、フランスでは先進国最短となる35時間労働制の採用や同様による婚外子が一般化していることも、フランスの出生率を支える一因となっている。

(3) スウェーデン

① 家族政策の変遷

内閣府『平成25年版 少子化社会対策白書』によると、スウェーデンでは、比較的早い時期から、経済的支援とあわせ、保育や育児休業制度といった「両立支援」の施策が進められている。

図表 1-4 (3) ① スウェーデンの出生率の推移と家族政策



(出典：内閣府 HP より抜粋)

② 具体的な施策の紹介

スウェーデン社会は高負担だが手厚いサービス、つまり子供にかかる費用を社会全体で負担している。また、充実した育児休業制度と保育サービスにより、仕事と家庭の両立を可能としている。以下では、スウェーデンの少子化対策の具体的な施策及び特徴を紹介する。

(内閣府経済社会総合研究所『スウェーデンの家族と少子化対策への含意―スウェーデン家庭生活調査』から一頁より抜粋要約)

➤ 充実した育児休業制度

スウェーデンでは「両親保険」という世界初の両性が取得できる育児休業の収入補填制度がある。この制度により、休業直前の8割の所得が390労働日(毎日休業したとして1年半に相当)にわたり保障されるようになった。また、2年半以内に次の子を産むと、先の子の出産の休業直前の所得の8割が、育児休業中に再び保障される。この制度をスピードレミアムという。

上記制度の充実により、スウェーデンでは、子を産んだ7割以上の女性が1年以上の育児休業を取得している。

➤ 利用者負担が小さく、充実した保育サービス

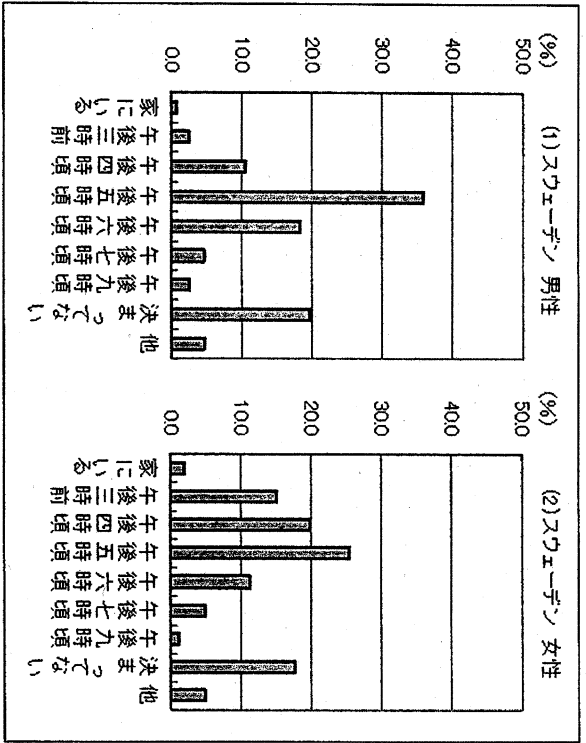
1996年にスウェーデンの保育所は社会省から教育省の管轄へ移行し、これに伴い、保育サービスは就学前教育システムとして位置づけられた。保育所に関連して以下のような施設が整備されている。

- 就学前学校 (1~5歳：全日利用可) は日本の保育所に該当し、利用者負担額は19% (2000年時点) と低く、残りはおもちゃ(市町村)が負担している。
- また、就学前クラス (6歳：半日利用) は小学校の中に置かれ、集団生活を学ぶことを目的としている。
- 学童保育 (6~12歳：始業前、放課後、休日) は、小学校に併設されている。小学校に行く前や後などに子どもが立ち寄ることができ、両親ともフルタイム労働の場合には貴重な施設となっている。
- 公開児童センター (1~5歳：2~3時間利用) は、保育ママや育児休業中の親が立ち寄る団らん場所として利用されている。
- 家庭的保育 (1~12歳：全日) では、子どもを4人まで保育ママが自宅で保育する制度である。

➤ 勤務時間短縮制度と早い帰宅

スウェーデンでは男女ともに、ほとんどが所定時間内の労働であり、日本と比較して残業時間が少ない。育児休業制度などによる時間短縮労働により、男女ともほとんどが午後6時前の帰宅を可能としている。また、通勤時間も短く、日本の約半分である。

図表 I-4 (3) ②-1 スウェーデンの帰宅時間

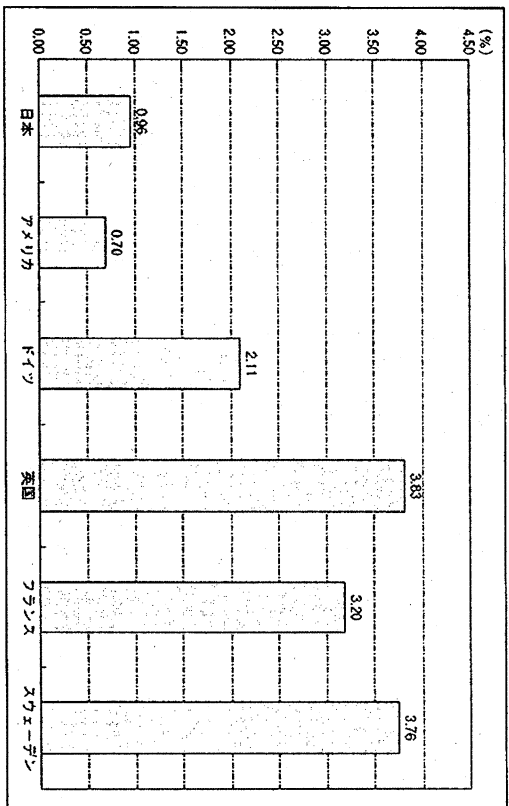


※「帰宅時間が決まらない者が少なくないが、その多くはシフト勤務者である。
 (出典：内閣府経済社会総合研究所『スウェーデンの家族と少子化対策への含意―スウェーデン家庭生活調査』から)より抜粋)

➤ 財源

上記の諸制度は、育児負担を社会全体で担い、すべての子どもの生活を親の属性にかかわらず保障することを基本理念としている。このため、両親保険の財源は、事業主が支払う社会保険料拠出で賄っている。
 家族関係社会支出の対GDP比は、2009年度時点でスウェーデンが3.76%、フランスが3.20%と、イギリスに次ぐ高い比率となっている。

図表 I-4 (3) ②-2 家族関係社会支出の対GDP比の国際比較 (2009年度、%)



注：家族関係社会支出…家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付（カーヒス）を計上
 (出典：国立社会保障・人口問題研究所『社会保障費用統計』(2010年度))

< 「4. 諸外国における取り組み事例」における参考文献、資料、URL >

- 内閣府『平成 25 年版 少子化社会対策白書』
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2013/25webhopen/index.html>
- 内閣府 全国リレーシンポジウム<神奈川県>配付資料、基調講演「ワーク・ライフ・バランスの推進 ～欧州から学ぶ～」樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授
http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/etc/kanmin/h20/kanagawa/pdf/resume2_2.pdf
- 内閣府経済社会総合研究所『フランスとドイツの家庭生活調査－フランスの出生率はなぜ高いのか－』2005 年 4 月
- 内閣府経済社会総合研究所『スウェーデンの家族と少子化対策への含意－「スウェーデン」家庭生活調査 I から－』2004 年 4 月
- 神尾真知子著『海外社会保障研究』No.160 Autumn 2007, 2007/09, pp.33-72
- 国立社会保障・人口問題研究所『社会保障費用統計』(2010 年度)
http://www.ipss.go.jp/ss/cost/lj/ssss_h22/l2.html

II. 全般的・共通的問題と対応

1. 山梨県の人口変化への対応

意見 (II-1)
 「都道府県別将来推計人口 (平成 25 年 3 月推計)」によると、平成 22 年から平成 52 年までの 30 年間で、山梨県の総人口は 19.7 万人減少し(22.8%減少)、66.6 万人となる推計が示されている。内訳は、高齢者人口は 4.7 万人増加 (22.2%増加) の 25.9 万人 (高齢化比率 38.8%)、年少人口は 5.0 万人減少 (43.6%減少) の 6.5 万人 (年少人口比率 9.8%) となり、今後、県内の人口減少、少子高齢化が急激に進展することが予測されている。
 こうした予測に対し、山梨県独自の視点を持って原因を明確化し、適切な対策を講じる必要がある。

国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口 (平成 25 年 3 月)」によると、山梨県の人口は平成 22 年から平成 52 年までの 30 年間で総人口が 86.3 万人から 66.6 万人と 19.7 万人減少 (22.8%減少) する推計が示されている。

内訳をみると、高齢者人口は 21.2 万人から 25.9 万人と 4.7 万人増加 (22.2%増加) し、年少人口は 11.5 万人から 6.5 万人と 5 万人減少 (43.6%減少) となり、生産年齢人口は、53.1 万人から 34.3 万人と 18.9 万人減少 (35.6%減少) することが見込まれている。この結果、平成 52 年の人口構成は、年少人口の割合が 9.8%、生産年齢人口の割合が 51.4%、高齢者人口の割合が 38.8%となる。今後 30 年で急激に人口減少・少子高齢化が進展することが予測されている。

こうした予測に対し、山梨県独自の視点を持って原因を明確化し、人口減少・少子高齢化に対応する適切な対策を講じる必要がある。

2. 介護従事者の確保

意見 (II-2)
 今後、高齢者、特に後期高齢者が増加することに伴って、要介護・要支援認定者の増加が予測されている。健康長寿やまなしプラン (平成 27 年度～平成 29 年度) によれば、平成 37 年度には平成 24 年度の約 1.4 倍の介護職員の需要が見込まれているが、確保する介護従事者数の数値目標は設定されていないため、今後、具体的な目標を設定するなどして計画的に進めていくことが望ましい。

今後、高齢者の増加が見込まれているが、その中でも特に後期高齢者が増加することが見込まれている。これに伴って、要介護・要支援認定者の増加が予測されるが、健康長寿やまなしプラン (平成 27 年度～平成 29 年度) によれば、平成 26 年には 3.6 万人であった要介護・要支援認定者は、平成 37 年には 4.8 万人と約 1.3 倍に増加すること

が示されている。それに伴い、介護従事者の需要も高まるが、介護職員の需要は、平成37年度には15,601人に達すると推計されており、平成24年度の10,919人の約1.4倍の需要が見込まれている。

健康長寿やまなしプラン（平成27年度～平成29年度）では、施策の方向として介護人材の確保及び定着を挙げているが、確保する介護従事者数の数値目標は設定されていない状況にあるため、今後、具体的な目標を設定するなどして計画的に進めていくことが望ましい。

3. 高齢者人材の活用

意見（Ⅱ-3）

山梨県の高齢者福祉施策は、健康長寿やまなしプランに沿って、医療や介護の分野を中心に行われており、その着実な推進を期待するものであるが、高齢化のさらなる進行の中で社会の活力を維持していくため、シニア人材の活用等、元氣な高齢者の力を有効活用する取り組みの推進にもより一層努められたい。

健康長寿やまなしプラン（平成27年度～平成29年度）は、医療や介護の施策を中心にまとめられており、山梨県における高齢者の状況、介護保険の状況、健康長寿やまなしプラン（平成24年度～平成26年度）の実施状況、国の動向などを考察したうえで、山梨県における課題を識別し、それをもとに基本目標、施策展開の柱を定め、具体的な施策に落とし込むという形で作成されている。そのため、高齢者の健康づくり、介護予防、介護人材の確保、市町村による事業展開の促進など、識別された山梨県の課題の解消に向けて、実践的な取り組みが予定されている。当該プランの着実な実行を期待したい。

「平成25年度介護保険事業状況（速報）」では、山梨県における平成26年3月末現在の65歳以上74歳以下の前期高齢者数は110,272人であり、そのうち、要介護・要支援認定者は3,673人（3.3%）であることが示されている。一般的に前期高齢者のうち80%は、まだ元氣に活動できる可能性を持っているといわれている。

今後、こうした元氣な高齢者が活動しやすい環境、長く働ける環境の整備を進めることで、当該高齢者に、継続的な労働、技術の継承、地域活動への貢献など、様々な場面で活躍を期待することができる。これは、生産年齢人口の減少による労働力不足を補う効果や、高齢者に生きがいをもたらし効果が期待でき、県の抱える高齢化問題、人口減少問題の解決に寄与するものと考えられる。

健康長寿やまなしプラン（平成27年度～平成29年度）は、医療や介護の施策を中心にまとめられているが、こうした元氣な高齢者の力を有効活用することの検討も、より推進されたい。

なお、本章の『1. 少子高齢化に関する状況と対策 3. 他の自治体の取り組み事例』

において、地域の問題を解決するための高齢者の起業等の助成（高齢者生きがいワーキング創出支援事業（奈良県））、高齢者の新たな社会参加に取り組みNPO等の公募（「シニアパワ－元氣はつらつ宮崎づくり推進事業（提案公募型事業）（宮崎県））、高齢者の社会参画意識の高揚を図るための講座の開催（「仙人講座（山形県））、高齢者が培ってきたノウハウを広く活用するための施策（「熊本さわやか知恵袋制度（熊本県）」）など、地域社会の担い手として活躍する場を拡大するための施策を紹介している。こうした事例も参考にしながら山梨県の実情にあった取り組みを期待したい。

4. 高齢者福祉に関する取り組み体制

意見（Ⅱ-4）

健康長寿やまなしプランでは、高齢化による介護職員の不足に対し、福祉に関心を持つ高校生を対象とした研修の実施など介護人材の養成に関する取り組みや、潜在的資格取得者の掘り起こしや再就労者の支援など人材確保に関する取り組みが掲げられている。こうした取り組みの成果を最大化していくため、平成26年に人口減少対策戦略本部が立ち上げられたことをきっかけとして、県の関連部局がより強固に連携し、総合的な施策として展開されることが望まれる。

健康長寿やまなしプラン（平成27年度～平成29年度）では、高齢化の進展による介護職員の不足に対し、福祉に関心をもつ高校生を対象とした研修の実施など介護人材の養成に関する取り組みや、潜在的資格取得者の掘り起こし、再就労者の支援など、人材確保に関する取り組みが検討されている。

こうした取り組みは、当然に個々の施策として効果を生み出すことが期待されるが、関連する施策を連携して行うことによって、更に高い効果を生み出すことができると考えられる。

平成26年に人口減少対策戦略本部が立ち上げられたことをきっかけとして、福祉分野、教育分野、雇用・労働分野などの関連施策を所管する部局等が、より強固に連携し、総合的な施策として展開されることを期待したい。

5. 出産適齢期の女性の人口の転出抑制

意見（Ⅱ-5）

山梨県では、人口の再生産力となりうる20代・30代女性、特に20代女性が、進学や就職といった理由で県外に流出してしまい、少子化の一因となっている。少子化の進展を緩和するため、行政・教育機関・企業の連携等により、さらなる産業振興等による雇用機会の創出や、地域を担う人材の育成など、20代・30代女性の転出を抑制する対策を検討されたい。

過去の国勢調査に基づき山梨県の世代別の人口推移をみると、20代・30代の女性人口は、平成7年頃から減少傾向にあり、特に20代の女性人口が大きく減少していることがわかる。人口の再生産力となりうる出産適齢期の女性が減少していることが少子化に大きく影響していると考えられる。

山梨県常住人口調査(平成25年度)において県外転出理由を調査しているが、20代・30代女性の転出理由としては、「就職」が最も多いことが示されている。また、県外の大学等に就学する際に住民票を移さないケースも少なからず存在すると思われるため、実質的には、「就学」も主要な転出理由の一つであると推察される。

少子化の進行を緩和するため、行政・教育機関・企業の連携等により、さらなる産業振興等による雇用機会の創出や、地域を担う人材の育成など、20代・30代女性の転出を抑制する対策を検討されたい。

なお、本章の『1. 高齢化及び少子化に関する状況 3. 他の自治体の取り組み事例』において、生徒が地域社会の一員としての自覚を高め地元での就職につながっている事例(山形県「地元ものづくり産業の活性化を担う人材育成(山形県立長井工業高等学校)」)、地域資源の活用につながっている事例(高知県「自律創造型地域課題解決学習による地域の活性化(高知県立大方高等学校)」)、青森県「赤い果実リソングを核とした、地域人材の育成、地域経済の活性化(弘前大学)」)を紹介している。こうした産学官連携の事例も参考にしながら山梨県の実情にあった取り組みが行われることを期待したい。

6. 子育てしやすい環境の整備

意見(Ⅱ-6)

県民へのアンケート調査結果によると、欲しい子供の数まで産むのを控えている理由として、仕事と子育ての両立面での不安等の出産後の子育て環境等が挙げられている。また、出産前後に離職している母親からは、就労継続の条件として、職場における働きやすい環境や保育サービスが利用できる環境等が挙げられている。従って、更なる職場環境の整備や、更なる保育サービスの充実等により、仕事と子育ての両立を可能とすることで、出生率の向上に効果が見込まれるものと考えられるため、子育て世代のニーズを的確に把握し、子育て環境の向上のための取り組みを一層充実させていくことが望まれる。

少子化対策プロジェクトチームの作成した「少子化対策検討結果報告書(平成26年3月)」に示されている県内の6年生までの子供を持つ保護者へのアンケート調査(やまなし子育て支援プラン後期計画中間年度における点検・評価県民アンケート調査(平成24年度))によると、欲しい子供の数まで産むのを控えている理由として、子育て等にかかる経済的負担や、仕事と子育ての両立面での不安等の出産後の子育て環境等が挙げられている。また、出産前後に離職している母親が多く、どのような状況であれば就

労を継続したかに関する調査では、職場における働きやすい環境や保育サービスが利用できる環境があること等が挙げられている。

こうした県民の声を踏まえると、更なる職場環境の整備や、更なる保育サービスの充実等により、仕事と子育ての両立を可能とすることにより、希望する数の子供を持つとする母親が増え、出生率の向上につながることが期待できる。

なお、本章の『1. 高齢化及び少子化に関する状況 3. 他の自治体の取り組み事例』において、女性の有業率や、共働き率が高い自治体における企業と協働して仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを推進する取り組みを紹介している(福井県「4つの重点プロジェクト」、石川県「エンゼル・サポート事業」)。こうした事例も参考にしながら山梨県の実情にあった取り組みを期待したい。

7. 少子化対策の取り組み体制

意見(Ⅱ-7)

少子化の一因と考えられる20代・30代女性の流出原因が、主に首都圏への就職・進学であることに対し、地域の行政・教育機関・企業等が連携し、さらなる産業振興による雇用機会の創出、地域を担う人材の育成、地域の愛着を高める地域での就職の促進、また、子育てしやすい職場環境の整備、保育サービスの充実等子育てしやすい環境の整備といった取り組みをすることが考えられる。こうした取り組みは、当然に個々の施策として効果を生み出すことが期待されるが、関連する施策を連携して行うことによって、更に高い効果を生み出すことができると考えられる。

山梨県の少子化の一因と考えられる20代・30代女性の流出の原因が、主に東京都等の首都圏への就職・進学にあることへの対策として、地域の行政・教育機関・企業等が連携し、さらなる産業振興による雇用機会の創出、地域を担う人材の育成、地域の愛着を高める地域での就職の促進、また、子育てしやすい職場環境の整備、保育サービスの充実等子育てしやすい環境の整備といった取り組みをすることが考えられる。こうした取り組みは、当然に個々の施策として効果を生み出すことが期待されるが、関連する施策を連携して行うことによって、更に高い効果を生み出すことができると考えられる。

平成26年に人口減少対策戦略本部が立ち上げられたことをきっかけとして、福祉分野、産業振興分野、雇用・労働分野などの関連施策を所管する部局等がより強固に連携し、総合的な施策として展開されることを期待したい。

8. 人口減少に対する取り組み

(1) 人口減少に対する連携した取り組み

意見(Ⅱ-8(1))

山梨県の人口減少に歯止めをかけ、人口の確保を図るためには、地域の行政、教育機関、企業等が連携し、さらなる産業振興による県内での雇用機会の創出、地域を担う人材の育成、住民の地域への愛着を高める働きかけ、地元での就職につながるような教育の充実、子育てしやすい職場環境の整備や環境づくり等の取り組みを総合的に展開していくことが必要となる。

また、人口確保対策が効果をあげるまでの人口減少局面においても、住民サービスを維持していくために、コンパクトシティ化、交通・情報ネットワーク化など効率的なまちづくりのあり方について行政と住民が十分に話し合い、住民の理解を得ることが必要である。今後の人口減少対策推進に当たり、部局間での連携はもとより、市町村や県内の関係機関との連携強化、県民の理解・協力の確保にも十分留意し、総合的な取り組みとして進めていくよう努められたい。

今回のテーマである高齢者福祉関連事業及び少子化対策関連事業は、少子高齢化に密接に関わっており、少子高齢化は人口減少につながる問題である。そのため、今回のテーマに直接関係はしないものの、テーマに大きく影響を及ぼすものと考え、人口減少対策について記載する。

山梨県の人口減少の原因として、主に20代・30代女性の県外流出等が挙げられるため、補助金による子育て支援などで県内の出生率を上げるだけでは、人口減少に歯止めをかけることはできず、山梨県全体で総合的な対策を行う必要がある。

20代・30代女性の流出の原因が主に県内に雇用の機会が少ないことによる東京都等の首都圏への進学、就職であるため、地域の行政、教育機関、企業が相互に連携し、さらなる産業振興によって山梨県内で雇用の機会をつくることや、地域を担う人材育成や地域への愛着を高める等、地元での就職につながるような教育の充実、子育てしやすい職場環境の整備、子育てしやすい環境づくり等が必要となる。

また、人口を増加させる対策は引き続き行っていく一方で、同時に人口が減少したとしても、少ない税収等で効率的に住民サービスが可能となるよう、コンパクトシティ化、交通・情報のネットワーク化などの推進を検討する必要がある。

その際には、行政と住民とが一緒になって、将来のまちづくりに関して十分に話し合い、住民の不安解消、理解促進に配慮する必要がある。

県では今後、人口減少対策をさらに拡充していく権えであるが、対策を具体的に進めていくに当たっては、部局間・施策間の連携はもとより、市町村や県内の教育機関、企

業、団体などの関係機関との連携を強めることや、県民の理解・協力を確保していくことにも十分留意し、全体的・総合的な取り組みとして進めていくことが期待される。

(2) コンパクトシティへの取り組み

意見(Ⅱ-8(2))

① 地域の実態に応じた都市計画マスタープランの作成について
現在の都市計画マスタープランにおいて設定されている各種拠点には、過疎地域や消滅可能性都市と重なっているものがある。そのため、今後、都市計画マスタープランによって進めようとする方向性と地域の実態との間に乖離が生じる恐れがある。県が主導して市町村と連携をとり、広い視点で地域の実態と整合性のある計画を進めていくことが望ましい。

意見(Ⅱ-8(2))

② 県と市町村の一体的なまちづくりについて
人口減少、少子高齢化といった問題に関しては、個々の市町村ごとの対策のみでは、高い効果を出せるものではなく、県全体の大きな課題としての対応が求められる。県が主導して、県と市町村の垣根を越えた横断的な取り組みとして、一体的なまちづくりに取り組んでいくことが望ましい。

意見(Ⅱ-8(2))

③ 居住を誘導する施策展開と住民への十分な説明について
「消滅可能性都市」をめぐる議論や、山梨県の過疎地域の状況等を踏まえると、今後、県内の全ての地域において、均等に行政サービスを提供していくことは難しくなっていくことが懸念される。

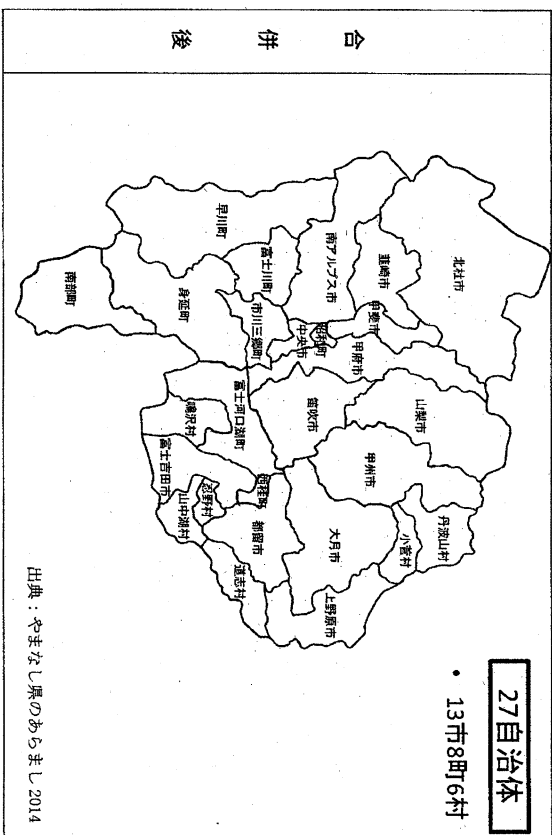
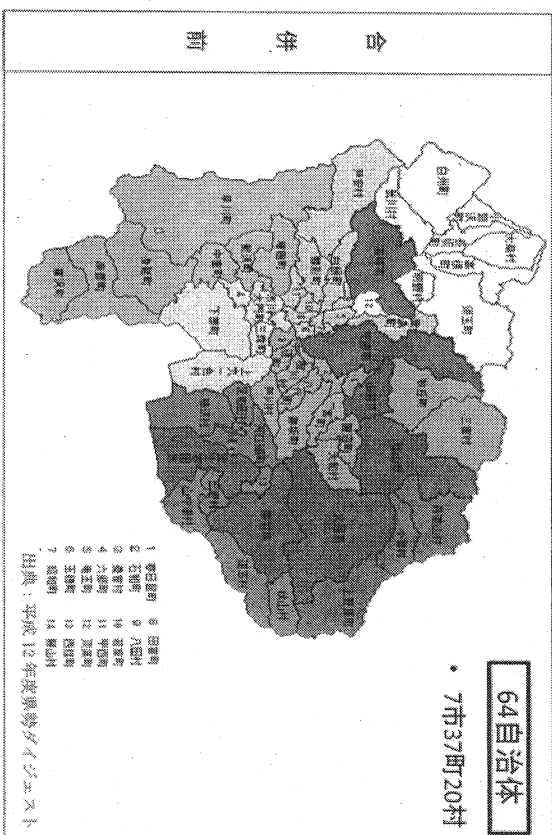
このため、既存の社会資本ストックを有効に活用して、中心市街地は働きやすい、住みやすい、学びやすい、子育てしやすい地域とし、居住を誘導してコンパクト化していくための取り組みが必要と考えられ、山梨県全体のコンパクトシティ化、ネットワーク化を推進していくことが望ましい。

なお、コンパクトシティ化を推進する際には、都市機能の集約、再編が必要となるため、住民の不安を解消し、理解を得るべく、行政が住民目線に立ち、十分な説明を行うことが求められる点、留意が必要である。

ア. 平成の大合併による県内市町村の状況

平成12年度時点で64市町村があったが、平成の大合併により、現在の山梨県の市町村は27市町村となっている。小規模自治体が多かったが、市町村合併により集約化され、事務効率化などの効果もみられる。

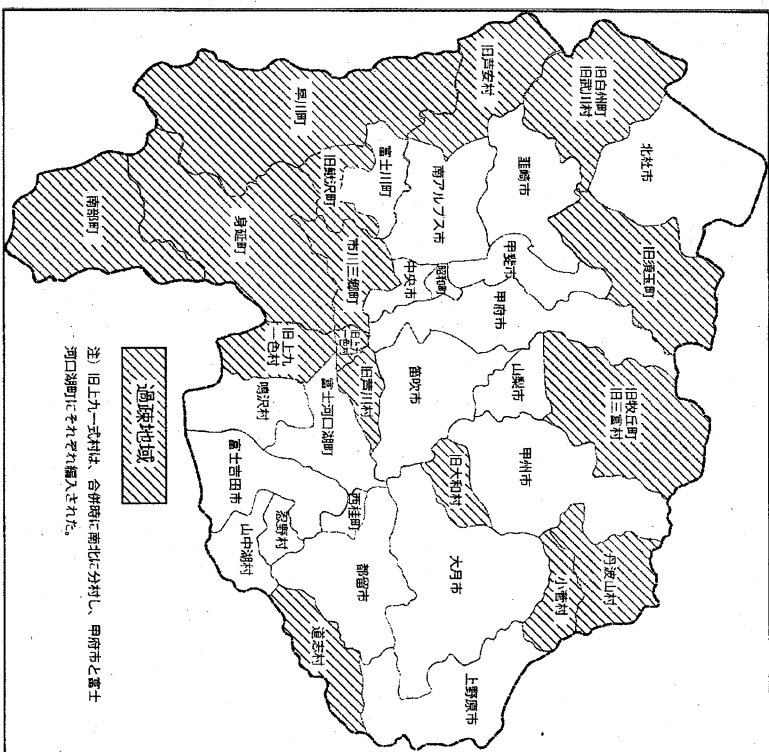
図表Ⅱ-8 (2) ① 市町村の変化



イ. 過疎地域の状況

「山梨県過疎地域自立促進方針」によると、山梨県27市町村のうち、過疎地域は15市町村(55.6%)となっている。面積では、県全体4,465k㎡のうち2,156k㎡(48.3%)、人口では、県全体88.5万人のうち7.9万人(9.0%)となっている。

図表Ⅱ-8 (2) ② 過疎地域の状況



(資料：山梨県過疎地域自立促進方針)

この過疎地域について昭和35年から平成12年の人口変化をみると、図表Ⅱ-8(2)のとおり、過疎地域では人口が平均して42%減少している。非過疎地域では人口は増加の傾向にあるが、高齢化は進展しており、約1.5倍以上高齢者が増加している。昭和町、忍野村を中心とした周辺は、比較的高齢化率が低くなっている。

図表Ⅱ-8(2) ③ 過疎地域の人口変化

過疎地域 高齢化率32%以上
人口が38%以上減少

<山梨県全体>

	S35		H12		S35→H12 人口変化率
	人口(人)	高齢化率	人口(人)	高齢化率	
山梨県全体	782,062	888,172	888,172	(20%)	14%
65歳以上	54,302	173,580	173,580	(20%)	220%
非過疎地域計	635,862	803,644	803,644	(18%)	26%
65歳以上	43,080	148,304	148,304	(18%)	244%
過疎地域計	146,200	84,528	84,528	(30%)	-42%
65歳以上	11,222	25,276	25,276	(30%)	125%

<市町村別>

※ 合併市町村は合併前の旧市町村の合計値。

※ 表中の北杜市、南アルプス市、富士川町、甲府市、笹吹市、富士河口湖町、山梨市、

甲州市は、別途記載のある旧～町(村)を除いた合計値。

	S35		H12		S35→H12 人口変化率
	人口(人)	高齢化率	人口(人)	高齢化率	
北杜市	36,593	33,024	33,024	(24%)	-10%
65歳以上	2,760	8,042	8,042	(24%)	191%
旧須玉町	11,727	7,151	7,151	(32%)	-39%
65歳以上	984	2,291	2,291	(32%)	133%
旧白州町	11,511	7,713	7,713	(28%)	-33%
65歳以上	779	2,144	2,144	(28%)	175%
旧武川村	30,244	32,707	32,707	(19%)	8%
65歳以上	2,120	6,166	6,166	(19%)	191%
早川町	10,679	1,740	1,740	(47%)	-84%
65歳以上	492	822	822	(47%)	67%
身延町	35,616	18,021	18,021	(33%)	-49%
65歳以上	2,848	5,981	5,981	(33%)	110%
南都町	16,124	10,863	10,863	(28%)	-33%
65歳以上	1,357	3,009	3,009	(28%)	122%
旧芦安村	1,161	613	613	(21%)	-47%
65歳以上	67	127	127	(21%)	90%
南アルプス市	52,763	69,503	69,503	(18%)	32%
65歳以上	4,433	12,403	12,403	(18%)	180%
富士川町	13,996	13,070	13,070	(23%)	-7%
65歳以上	1,083	2,974	2,974	(23%)	175%

	S35		H12		S35→H12 人口変化率
	人口(人)	高齢化率	人口(人)	高齢化率	
旧瀬沢町	7,562	4,474	4,474	(29%)	-41%
65歳以上	608	1,291	1,291	(29%)	112%
市川三郷町	25,078	18,854	18,854	(27%)	-25%
65歳以上	1,860	5,027	5,027	(27%)	170%
中央市	12,538	30,769	30,769	(13%)	145%
65歳以上	920	3,959	3,959	(13%)	330%
昭和町	5,011	15,937	15,937	(12%)	218%
65歳以上	301	1,940	1,940	(12%)	545%
甲斐市	22,951	71,706	71,706	(13%)	212%
65歳以上	1,418	9,087	9,087	(13%)	541%
甲府市	167,302	201,710	201,710	(19%)	21%
65歳以上	8,794	39,239	39,239	(19%)	346%
旧上九一色村	2,309	1,639	1,639	(28%)	-29%
65歳以上	177	462	462	(28%)	161%
鳴沢村	2,316	2,864	2,864	(19%)	24%
65歳以上	194	545	545	(19%)	181%
富士河口湖町	16,711	22,595	22,595	(16%)	35%
65歳以上	1,117	3,699	3,699	(16%)	231%
旧芦川村	1,734	590	590	(48%)	-66%
65歳以上	178	285	285	(48%)	60%
笹吹市	51,330	70,435	70,435	(19%)	37%
65歳以上	4,589	13,612	13,612	(19%)	197%
山梨市	30,792	32,505	32,505	(21%)	6%
65歳以上	2,496	6,746	6,746	(21%)	170%
旧牧丘町	12,642	7,292	7,292	(30%)	-42%
65歳以上	1,148	2,185	2,185	(30%)	90%
旧三富村	40,409	35,384	35,384	(24%)	-12%
65歳以上	3,341	8,434	8,434	(24%)	152%
甲州市	2,667	1,541	1,541	(27%)	-42%
65歳以上	211	410	410	(27%)	94%
旧大和村	2,261	866	866	(41%)	-62%
65歳以上	158	357	357	(41%)	126%
小菅村	2,021	1,084	1,084	(33%)	-46%
65歳以上	131	361	361	(33%)	176%
上野原市	28,992	30,157	30,157	(20%)	4%
65歳以上	2,153	5,968	5,968	(20%)	177%
大月市	39,783	33,124	33,124	(22%)	-17%
65歳以上	2,567	7,341	7,341	(22%)	186%
都留市	29,262	35,513	35,513	(18%)	21%
65歳以上	2,030	6,336	6,336	(18%)	212%
西桂町	3,867	4,910	4,910	(18%)	27%
65歳以上	243	863	863	(18%)	255%

	S35		H12		S35→H12 人口変化率
	人口(人)	高齢化率	人口(人)	高齢化率	
忍野村	総数 5,034	6%	8,367	(12%)	66%
	65歳以上 277	(6%)	986	(12%)	256%
富士吉田市	総数 42,607	(5%)	54,090	(17%)	27%
	65歳以上 2,023	(5%)	9,122	(17%)	351%
山中湖村	総数 3,361	(7%)	5,274	(16%)	57%
	65歳以上 221	(7%)	842	(16%)	281%
道志村	総数 3,108	(7%)	2,087	(25%)	-33%
	65歳以上 224	(7%)	524	(25%)	134%

(資料：平成12年以前国勢調査)

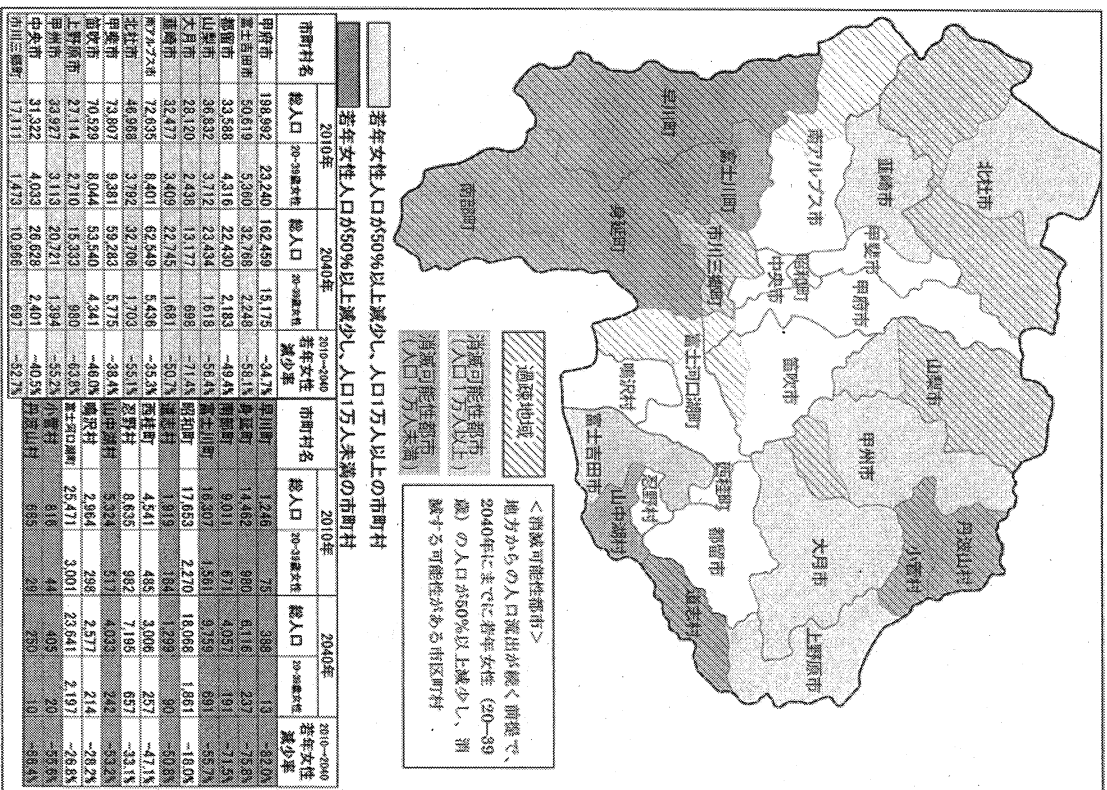
ウ. 消滅可能性都市の状況 ～日本創成会議の提言を踏まえて～

日本創成会議・人口減少問題検討分科会 提言「ストゾ少子化・地方元気戦略」(平成26年5月)では、「若年女性が高い割合で流出し急激に減少するような地域では、いくら出生率が上がっても将来的には消滅するおそれが高い」と述べている。

山梨県27市町村のうち、20代・30代の若年女性人口が半分以下になる消滅可能性都市は16市町村(59.3%)となっている。約6割の市町村に消滅の恐れがあることを認識し、これを防ぐ対策を山梨県全体で検討する必要がある。

図表Ⅱ-8(2)④のとおり、過疎地域と重なる部分が多いが、過疎地域はより細かい合併前の旧市町村単位で見ている部分があるため、重なっていない部分もある。

図表Ⅱ-8(2)④ 消滅可能性都市



(資料：日本創成会議・人口減少問題検討分科会 提言「ストゾ少子化・地方元気戦略」)

エ. 都市計画における少子高齢化対策の視点

平成 21 年度に策定された山梨県都市計画マスタープランでは、県民生活の核となる、都市機能集約型都市構造の実現のための拠点として、広域拠点、地域拠点、既存都市機能立地地区、都市機能補完地区の 4 種類・20 拠点を設定している。この拠点は図 II-8 (2) ⑤のとおり、過疎地域や消滅可能性都市と一部重なっており、今後対策を打たないままでは、都市計画の目標年次である平成 32 年には、拠点として期待される機能と地域の実態との乖離が大きくなってしまふ恐れがある。

そのため、県が主導して市町村と連携をとり、都市計画マスタープランが山梨県全体に対して効果的に機能するように、地域の実態と整合性のある計画を策定・実行していくことが望ましい。

山梨県においては、少子化に対しては「やまなし子育て支援プラン」(平成 22 年度～平成 26 年度)により、高齢化に対しては「健康長寿やまなしプラン」(平成 24 年度～平成 26 年度)により、それぞれ対策が講じられてきた。しかし、少子化には歯止めがかからず、また、高齢化対策についても、介護人材の不足等の問題に直面している。人口減少、少子高齢化といった問題に関しては、個々の市町村ごとの対策が孤立している。高い効果を得ることが難しく、県全体の大きな課題として、連携して対応することが重要となる。

そのため、県が主導して、県と市町村の垣根を越えた横断的な取り組みとして、一体的なまちづくりに取り組んでいかれることを期待したい。

また、過疎地域や消滅可能性都市等、山梨県の状況を整理すると、今後、山梨県の全ての地域に対して、均等に行政サービスを提供していくことが難しくなってくる可能性がある。

そのため、県の限りある資源をこれまで以上に有効に活用することを検討する必要がある。具体的には、既存ストックを最大限に活用しつつ山梨県全体でコンパクト化を図るとともに、交通・情報ネットワークを充実し、求められる各種サービスを効率的に提供できる環境を整えることを検討する必要がある。

既存ストックを活用して、中心市街地に介護・医療・子育て等のサービス拠点施設を設置し、働きやすい、住みやすい、学びやすい、子育てしやすいコンパクトなまちづくりを推進し、さらに、甲府駅周辺等の広域拠点と中山間地域における日常生活に不可欠な施設・機能を集めた小さな拠点とを公共交通(コミュニティバス、デマンドバス等)や情報通信のネットワークで結び、サービスコストの効率化を図る等、コンパクトシニア化とネットワーク化を山梨県全体で推進していくことが望ましい。

なお、まちの集約、再編は、住民が納得し、同意が得られなければ実現は難しい。他の自治体の事例では、夕張市長が自ら次のように述べている。

「まちの集約、再編は、すべての住民が納得し、同意しなければ成功とは言えない。住

民の不安を解消すべく、丁寧な説明を繰り返し、粘り強く説得していくしか道はないのである。」(引用：鈴木直道『夕張再生市長 課題先進地で見えた「人口減少ニッポン」を生き抜くヒント』講談社 2014 年)

コンパクトシニア化を推進する際には、都市機能の集約、再編が必要となるため、住民の不安を解消し、理解を得るべく、行政が住民目線に立ち、十分な説明を行い、行政と民間と住民が課題を共有し、一体となってまちづくりを進めていくことが不可欠である点、十分に留意する必要がある。

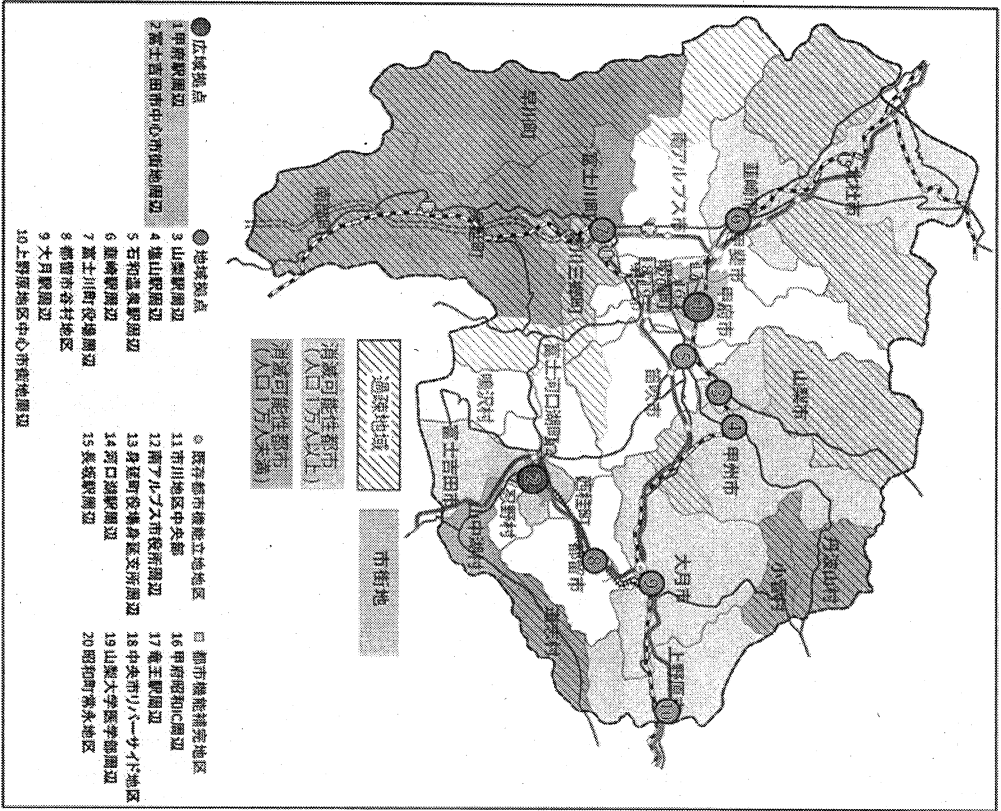
なお、本章の『1. 高齢化及び少子化に関する状況 3. 他の自治体の取り組み事例』において、富山市、熊本市の取り組みを紹介している。

コンパクトシニアの先進モデル都市として選出されている富山市では、LRT(ライトルランジツト)の導入を契機に、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりが推進されており、LRTの運行本数を増やして終電時間を運くしたり、バリアフリーの駅数を増設したり、65 歳以上の富山市住民が安く公共交通機関を利用出来る「おでかけ定期券」を発行したりするなど、公共交通の利用促進に努めている。

熊本市では、中心市街地と地域拠点と公共交通空白・不便地域を公共交通で結ぶ公共交通ネットワークの将来像を描いた「公共交通のグランドデザイン」の策定や、「熊本市公共交通基本条例」を施行する等、市・交通事業者・市民等の公共交通に対する意識共有や参画・協働の促進に取り組んでいる。

コンパクトシニア化を推進する場合には、こうした事例も参考にしながら山梨県の実情にあった取り組みを期待したい。

図表Ⅱ-8 (2) ⑤ 都市計画マスタープランにおける拠点と消滅可能性都市の関係



(資料：山梨県都市計画マスタープラン、山梨県過疎地域自立促進方針、日本創生会議・人口減少問題検討分委会 提言「ヌトツア子化・地方元氣戦略」)

(3) 県の実情にあった主体的な取り組み

意見(Ⅱ-8(3))
 山梨県では、人口減少に関する施策を全庁的かつ戦略的に推進するため、平成26年8月に山梨県人口減少対策戦略本部が設置され、各部署が連携した総合的な検討への取り組みが始められている。主な取り組みとして、国の動き等に関する情報収集、市町村・県内関係機関との連携強化などが挙げられている。
 平成26年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が発表され、今後、国として具体的な施策が展開されるものと考えられるため、引き続き、情報収集に取り組み、これを踏まえた施策が展開されることを期待したい。
 また、人口減少対策を効果的に実施するために、引き続き、市町村・県内関係機関との連携を強化し、山梨県の実情に応じた総合的な取り組みを主体的に進めよう努められたい。

山梨県では、人口減少に関する施策を全庁的かつ戦略的に推進するため、平成26年8月に山梨県人口減少対策戦略本部が設置され、各部署が連携した総合的な検討への取り組みが始められている。当該戦略本部には、少子化対策戦略部会、移住定住対策戦略部会、地域活性化等戦略部会が設置され、それぞれが課題整理等を行い、施策・事業等の具体的な検討を進めることとされている。主な取り組みとして、国の動き等に関する情報収集、市町村・県内関係機関との連携強化、専門部会の設置などが予定されている。
 平成26年12月に国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が発表され、今後、国として具体的な施策が展開されるものと考えられるため、引き続き、情報収集に取り組み、これを踏まえた施策が展開されることを期待したい。
 また、人口減少対策は、個々の課題に対して所管する部署が単独で対応することに留まらず、山梨県の実情に応じて、あらゆる角度から課題を考察し、総合的に対策を講じることが有効であると考えられる。そのためには、市町村・県内関係機関が連携を強化することは、極めて重要であると考える。引き続き、連携強化を推進し、山梨県全体の実情に応じた総合的な取り組みを主体的に進めることを期待したい。

Ⅲ. 関係部署の状況

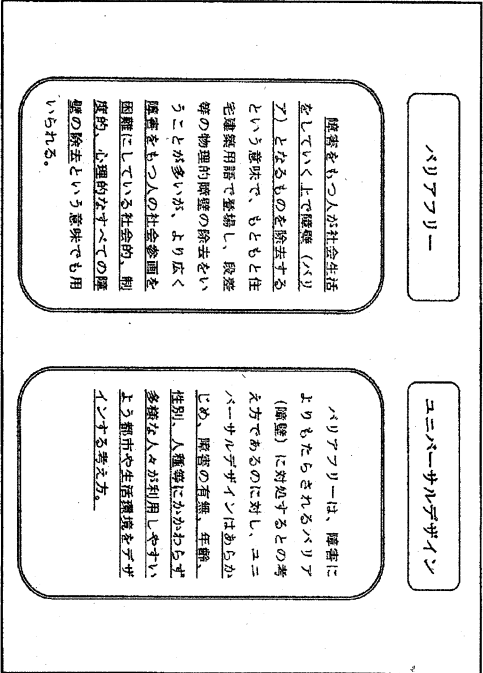
1. 企画県民部企画課

(1) 業務の概要

企画課では、ユニバーサルデザインの推進、国土利用計画の策定等の業務を行っている。

ユニバーサルデザインとは、製品・建物・交通・サービス・情報・教育・まちづくり・コミュニティ・行政など、ソフト・ハード両面の幅広い分野にわたって、社会環境の整備を進める上での基本となる考え方の一つであり、類似する「バリアフリー」をより広義に解釈したものであり、「誰にとっても使いやすいデザイン」を意味している。

図表Ⅲ-1 (1) バリアフリーとユニバーサルデザイン



(出典：「やまなしユニバーサルデザイン基本指針」より抜粋)

このユニバーサルデザインの推進のため、県は「やまなしユニバーサルデザイン基本指針」を策定し、取り組みを進めている。

この指針は、少子高齢化や国際化、障害を持つ方々の社会参加が進む今日において欠かすことのできなくなつたユニバーサルデザインの考え方を、県政の様々な分野で取り入れ推進していくためのガイドラインとして設定されたものである。より具体的には、

当該指針において、少子化対策としては、安心して子どもを生み、育てられる社会を実現するために、子育てや子どもにやさしい環境づくりが必要とされていることが示されている。また、高齢化対策としては、高齢者が日常生活等において、高齢者の身体的能力の低下による制約を受けやすくなることから、高齢社会の中で、高齢者が主体性をもって生活できる環境づくりが重要であることが示されている。

国土利用計画とは、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の定めに基づき策定される計画であり、この法令に基づき、山梨県は「国土利用計画（山梨県計画）」を策定している。当該計画の基本理念は以下の通りである。

- <基本理念>
- ▶ 「公共の福祉の優先」
- ▶ 「暮らしやすさを実現できる健康で文化的な生活環境の確保」
- ▶ 「県土の均衡ある発展や持続可能な県土づくり」

(2) 高齢者福祉及び少子化対策に関連する主な事業

- ① やまなしユニバーサルデザイン表彰

年齢、性別、国籍、障害の有無など個人の様々な状況に関わらず、可能な限り多くの人々が利用できるような施設の整備、製品の開発、サービスの提供など、ユニバーサルデザインの推進に関して優秀と認められる山梨県内の取組について表彰を行う業務である。
- ② やまなしカラーユニバーサルデザインガイド作成

先天的な色覚異常（赤緑色弱）とされる人に配慮するため、誰に対してもきちんと正しい情報が伝わるように、色の使い方や文字の形などにあらかじめ配慮する指針として作成された。
- ③ やまなし「ユニバーサルサービス」体験セミナー開催

一般企業や観光業界などでの実践事例や体験・デモンストラクションを中心とした参加型のセミナーを開催した。(参加者数：平成24年1月25日開催 甲府会場 50名、平成24年1月26日開催 富士吉田会場 34名)

図表Ⅲ-1(2) ③ 参加体験演習『高齢者疑似体験』

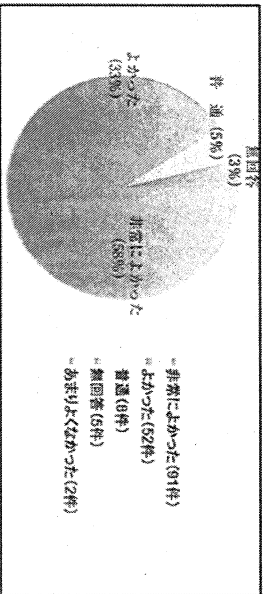


(出典：やまなし「ユニバーサルサービス」体験セミナー実施状況より抜粋)

④ やまなしユニバーサルデザインフォーラム開催

ユニバーサルデザインの必要性について、実際に聴覚障害を持つコンサルタントを招いて講演会を実施。(平成22年9月15日開催 参加者総数：255名)
講演会のアンケート結果は下記の通りである。

図表Ⅲ-1(2) ④講演会参加者アンケート



(出典：「やまなしユニバーサルデザインフォーラム開催概要」より)

2. 企画県民部県民生活・男女参画課

(1) 業務の概要

県民生活・男女参画課では、県民生活安全担当、男女共同参画担当、NPO・人権担当を設置して業務を行っている。

県民生活安全担当は、県民の日記念行事、県章・県旗、公益通報者保護制度、安全・安心なまちづくり、犯罪被害者等支援、結婚支援を担当している。

NPO・人権担当は、ボランティア・NPO活動推進の総合調整、特定非営利活動促進

法施行事務 (NPO 法人の認証・認定・仮認定等)、地域づくり活動の支援 (地域活性化協働事業費補助金等)、人権に関する啓発及び推進を担当している。

男女共同参画担当は、男女共同参画の推進に関する施策の総合企画及び総合調整、男女共同参画計画の推進、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定及び推進を担当している。

(2) 少子化対策に関連する事業

① やまなし縁結びサポート事業

未婚化、晩婚化を改善するため、結婚を希望する者に対し支援を実施する。

・やまなし縁結びサポートの登録と情報発信支援

出会いの機会となる婚活イベントを提供する「やまなし縁結びサポート」を募集・登録し、サポートが実施する婚活イベント情報を婚活専用サイト、メールマガジンで発信する。

・やまなし縁結びサポートの活動支援

サポート一問のネットワークを形成するための情報交流会や、婚活イベント企画・運営する人材育成のための研修会を開催する。

・県民向け講演会の開催

結婚に対する意識改革を図るための講演会を開催する。

・やまなし出会いサポート事業

結婚を希望する独身男女が会員登録し、登録データ検索によりお見合い相手を選ぶことにより、お見合いの場を創出する。(やまなし出会いサポートセンター

の設置)

・結婚支援セミナー事業
異性とのコミュニケーションの取り方や、婚活に役立つ情報提供・アドバイザーを行うセミナーを開催する。

・ライフデザイン研修講師派遣事業
主に若年の男性等に人生設計や働き方などを考える機会を提供することにより、結婚への意識の醸成や働き方の見直し、家事・育児への意識改革などを図ることを目的に、団体等が開催する研修会等へ講師を派遣する。

② やまなし企業子宝率調査事業
子育て支援やワークライフバランスへの意識向上を図るため、県内の常時雇用従業員10人以上の企業を対象に、子宝率(企業の合計特殊出生率)及び取組内容の調査を行い(書面調査及び必要に応じて聞き取り調査を実施)、数値の高く取組が他のモデルとなる「モデル企業」の取組内容等を県内外に広く周知する。

3. 福祉保健部福祉保健総務課

(1) 業務の概要

福祉保健部福祉保健総務課は、山梨県内の民間団体等の行う福祉活動の支援、低所得者等への安定した生活のための援助指導、生活保護監査、介護人材確保など、社会福祉全般に関し、幅広く業務を所管している。また、山梨県の社会福祉の基本的な考え方や今後の施策の方向性を示した「山梨県福祉基本計画」を策定し、実行している。当該計画は、急速な少子化・高齢化や、核家族化の進展、経済状況の変化、個人の価値観の多様化などにより、家庭や地域における相互の助け合い機能が弱体化し、介護や子育て、障害を持つ人などへの支援がこれまで以上に求められている状況に鑑み、策定されたものである。

「山梨県福祉基本計画」の概要は下記の通りである。(同計画より抜粋)

<基本理念>

地域で支え合い安心して心豊かに暮らせる社会づくり

<重点課題>

1. 地域福祉の担い手の確保
2. 自立と社会参加への体制づくり
3. 利用者本位の福祉サービスの提供
4. サービスの総合化
5. 役割分担と協働による推進

<基本目標及び施策の方向>

- 「福祉を支える人づくり」
 - ・福祉の心の醸成
 - ・福祉を担う人材の養成
 - ・ボランティア・NPO活動の促進
- 「人にやさしいまちづくり」
 - ・安心して暮らせるまちづくり
 - ・いきいきと暮らせるまちづくり
- 「福祉サービスの基盤づくり」
 - ・利用者本位の福祉サービスの推進
 - ・福祉サービス提供のための基盤整備

(2) 高齢者福祉に関連する主な事業
 福祉保健部福祉保健総務課では、「山梨県福祉基本計画」に則り、介護人材確保や福祉サービスの向上等、社会福祉の強化を実現するため様々な事業を実施している。
 主な事業は下記の通りである。

① 介護人材確保に関連する主な事業

事業名	所管課	事業内容 (人数等は平成 25 年度数値)
職場体験事業	福祉保健総務課 (社会福祉法人山梨県社会福祉協議会へ委託)	他分野からの離職者等が福祉・介護分野への就業を選択する支援のため、福祉・介護の魅力ややりがいを知り、実際の介護現場を知るための職場体験を実施する。 ・定員 (見込人数) 80 名 (体験実施延べ日数 240 日、参加予定事業所 70 事業所) ・実際の参加者 58 名 (体験日数延べ 121 日、再就職 27 名 (就職率 46.6%)) ・平成 25 年度事業必要額 668 千円
再就労チャレンジプログラム事業	福祉保健総務課 (社会福祉法人山梨県社会福祉協議会へ委託)	出産で離職した介護従事者等の潜在的有資格者等の求職者を対象に、個別の状況に応じた講習、実習等を組み合わせた職場復帰プログラムを実施して、再就業の支援を図る。 ・定員 (見込人数) 30 名 ・実際の参加者 8 名、再就職 1 名 (就職率 33.3%) ・平成 25 年度事業必要額 365 千円
キャリア支援専門員の配置	福祉保健総務課 (社会福祉法人山梨県社会福祉協議会へ委託)	キャリア支援専門員を 2 名配置して、求職者支援活動や求人・求職開拓活動として地域別ミニ相談会の開催、事業所訪問、就職関連メディアへの相談ブース出張等を行うなど、求職者支援活動及び求人開拓活動を実施する。 ・求職者の相談件数 616 件、求職登録者数 881 名 ・求人事業所の相談件数 292 件、求人登録者数 5,000 名 ・出張相談の実施箇所数 51 件、延べ回数 72 件 ・平成 25 年度事業必要額 6,645 千円

事業名	所管課	事業内容 (人数等は平成 25 年度数値)
求職者支援活動 (ハローワーク訪問活動)	福祉保健総務課 (社会福祉法人山梨県社会福祉協議会へ委託)	ハローワーク訪問活動や求職者の就業後フォローアップを行う。 ① ハローワーク内で来所者に事前に周知し、相談支援を実施する。 ② ハローワーク内及びその管内において就職セミナー等を実施する。 ③ 必要に応じ、求職者の採用面接等への同行、就職後のフォローアップを行う。 ・ハローワーク等での相談支援実績は甲府で 11 回 ・就職セミナー開催実績は延べ 18 日 ・求職者の就職後のフォローアップ実績は 9 名 ・平成 25 年度事業必要額 0 千円
求人求職開拓活動	福祉保健総務課 (社会福祉法人山梨県社会福祉協議会へ委託)	地域別小規模就職相談会や求人求職の情報収集提供を行う。 ① 地域別小規模就職相談会の実施 (実績 7 回) 参加者 79 名、参加事業所 92 事業所 ② 福祉・介護事業所訪問、求人・求職の情報収集提供 (35 事業所) ③ 就職関連メディアへの相談ブースの出展 (実績 7 回) 参加者 1,308 名、参加事業所 92 事業所 ・平成 25 年度事業必要額 623 千円
福祉人材無料職業紹介事業	福祉保健総務課	社会福祉法人山梨県社会福祉協議会内に設置された福祉人材センターに 4 名の職員を常駐させて無料で職業紹介を行う。 ・有効求職者数 1,427 名、有効求人数 8,333 名 ・就職確認数 91 名、窓口相談数 1,218 件 ・平成 25 年度事業必要額 25,758 千円
介護福祉士等修学資金貸付事業	福祉保健総務課 (一部社会福祉法人山梨県社会福祉協議会へ委託)	資格の取得を通じた、福祉・介護現場等への人材の確保・定着を促進するため、介護福祉士等の修学に係る資金の貸付を行う。 ・被貸与者数 99 名 ・貸与金額 87,392,000 円

また、県は上記の他、山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した介護職員養成支援事業や、山梨県の求職者への就業・生活相談等も実施しており、主な事業は以下に示すとおりである。
 (福祉保健総務課が担当する事業ではないが、「山梨県福祉基本計画」に包括されるものであるため併せてここで紹介する。)